

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2026年 3 月26日
【会社名】	日本乾溜工業株式会社
【英訳名】	NIPPON KANRYU INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 田 智 仁
【本店の所在の場所】	福岡市東区馬出一丁目11番11号
【電話番号】	092 - 632 - 1050 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 瀨 田 雄 幸
【最寄りの連絡場所】	福岡市東区馬出一丁目11番11号
【電話番号】	092 - 632 - 1050 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 瀨 田 雄 幸
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月25日開催の取締役会において、株式会社麻生（以下「麻生」といいます。）との間で、麻生に対する第三者割当てによる新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）とともに、同日付で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結することについて決議いたしました。本資本業務提携契約には、当社と麻生との間における、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3に規定する合意が含まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

（1）当該契約を締結した年月日

2026年3月25日

（2）当該契約の相手方の名称及び住所

名称	株式会社麻生
所在地	福岡県飯塚市芳雄町7番18号

（3）当該合意の内容

役員派遣等に関する合意

当社及び麻生は、麻生が、本第三者割当増資に係る払込期日（以下「本クロージング日」といいます。）後、当社の取締役を1名指名することができるものとするを合意しております。

また、当社及び麻生は、麻生が、本クロージング日後に、当社の取締役を1名指名した場合、当社が、本クロージング日以降に招集する定時株主総会において、麻生が指名する取締役を会社提案の取締役候補者とする取締役選任議案を提出するものとするを合意しております。

当社及び麻生は、上記に基づく麻生による当社に対する取締役の派遣は、麻生の当社に対する議決権比率が50%を下回った場合には、当該派遣の継続の是非について、当社及び麻生の間で誠実に協議して合意するものとしております。

当社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について麻生らの事前の承諾を要する旨の合意

当社及び麻生は、当社が、本資本業務提携契約締結日から、上記に記載のとおり、麻生が指名する取締役が本クロージング日以降に開催される当社の定時株主総会において初めて選任されるまでの間、当社グループをして、一定の事項（本資本業務提携契約において企図されているもの及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールに対する第三者割当増資を除きます。）（注1）を決定又は実行しようとする場合には、あらかじめ麻生の承諾を得なければならないものとし、かかる承諾なしに、当該事項を遂行又は実行（関連する契約の協議、締結等を含みます。）することはできない旨を合意しております。

また、当社及び麻生は、当社が、当社グループをして、本第三者割当増資に係る払込み及び新株式の発行後、一定の事項（注2）を決定又は実行しようとする場合には、あらかじめ麻生の承諾を得なければならないものとし、かかる承諾なしに、当該事項を遂行又は実行（関連する契約の協議、締結等を含みます。）することはできない旨を合意しております。

（注1） 定款の変更、株式等の発行、処分又は付与、株式の取得又は譲渡（ただし、（ ）取引価格（株主価値）又は取引価格に純有利子負債を加算した額（企業価値）のいずれか高い方が累積して10億円を超えない範囲における企業買収案件及び（ ）株式会社FCP18の全株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）は含まれないものとします。）、自己株式の買受けその他の一切の取得・株式の分割、併合、株式の無償割当、剰余金の配当その他の処分、資本金の額又は準備金の額の増加又は減少、解散、清算の開始の申立て、事業の譲渡又は譲受け、又は合併、その他の組織再編行為

（注2）（ ）10億円以上の借財（ただし、運転資金の借入は除きます。）、（ ）上場廃止基準に該当する若しくはその可能性が高い行為又は上場廃止の申請、（ ）本資本業務提携における業務提携と実質的に矛盾し若しくは抵触し、又は当該業務提携の効果を大幅に減殺若しくは阻害するおそれがある業務提携

希薄化防止措置等に係る合意

当社及び麻生は、本資本業務提携契約の他のいかなる規定にもかかわらず、当社が、麻生の書面による事前の承認なく、第三者に対する株式等の発行若しくは自己株式の処分、第三者割当増資その他の増資又は麻生の当社に対する議決権比率が低減するおそれのあるその他の行為（合併その他の組織再編行為に伴うものも含まれます。当社の株式の単元未満株式（自己株式を除きます。）が単元株式になったこと、又は役員及び従業員への報酬等としての株式等の発行及び自己株式の処分（ストックオプションの行使に伴うものを含みます。）によるものを除きます。）を実施しない旨を合意しております。また、麻生による当社の株式の売却によらずに麻生の当社に対する議決権比率が減少した場合には、当社は麻生と協議の上、直ちに麻生の議決権比率を回復する措置を当社の費用負担において行わなければならない旨を確認しております。

（４）当該合意の目的

本第三者割当増資を通じて当社が今後事業拡大等を図るために新たな事業パートナーとして麻生とアライアンス（「アライアンス」とは「提携・連合」を意味し、企業同士の業務上の協力を指します。）を行い、本資本業務提携によって、当社及び麻生が有する経営資源や経営ノウハウ等の有効活用、事業効率の向上等を図り、両社の発展を目指すことを目的としております。

（５）取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、本株式取得及び本第三者割当増資並びに本資本業務提携を含む一連の取引（以下「本取引」といいます。）について、2025年10月23日開催の当社取締役会における決議により、当社の社外取締役である宇野耕氏、外部有識者である丘本正彦氏（公認会計士）及び鈴木みき氏（弁護士）の３名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し検討いたしました。

そのうえで、当社は、2026年３月25日開催の当社取締役会において、本取引に係る当社の法務アドバイザーである弁護士法人西村あさひ法律事務所及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から受けた法的助言、並びに本取引に係る当社のファイナンシャルアドバイザーである株式会社KPMG FASから受けた専門的助言の内容を踏まえつつ、本特別委員会が2026年３月25日付で当社取締役会に対して提出した答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、慎重に検討・協議を行い、本資本業務提携契約の締結を決定いたしました。

（６）当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

麻生は、グループ会社の経営方針として、グループ会社各社の経営体制及び事業運営方針について、各社の経営判断を尊重することを原則としており、当社についても、本クロージング日後においても当社の上場維持の方針及び経営の自主性を尊重する旨を表明しており、実際に本資本業務提携契約では、麻生が、当社の上場維持の方針及び経営の自主性を尊重することを合意しております。よって、当社の経営の自主性が確保されており、いずれも当社のガバナンスへの影響は軽微と考えております。

以上